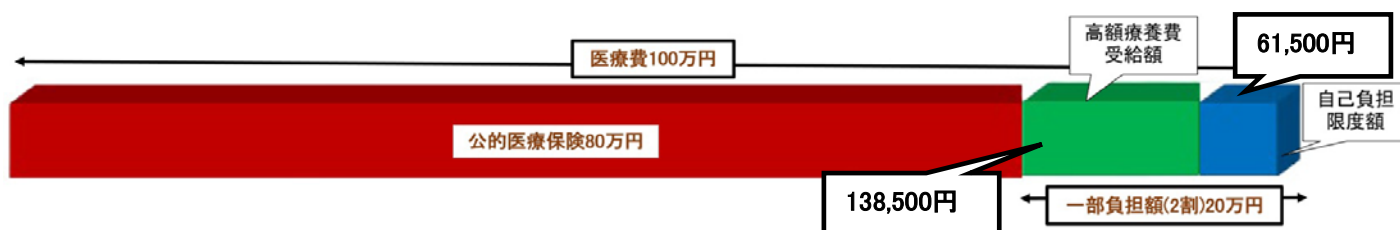


今号から数回にわたり、改めて、高額療養費制度について確認しましょう。

高額療養費制度とは、病院などでの一部負担額が自己負担限度額を超えたときに、その超えた金額を高額療養費受給額として公的医療保険から支給される制度です。

下の図を見てください。例えば、

- ・ Aさんは、入院し、医療費が100万円掛かりました。
- ・ Aさんは、病院窓口で健康保険2割負担なので一部負担額20万円を支払いました。



- ・ Aさんの支払う医療費の上限(自己負担限度額)は所得によって決められています。
- ・ それが下の表の高額療養費制度の自己負担限度額計算表です。
- ・ Aさんの医療費の上限=自己負担限度額は青色の行の四角の金額61,500円です。
- ・ 一部負担額20万円から61,500円を引いた138,500円。これが高額療養費受給額(上図緑色)です。
- ・ 高額療養費受給額が公的医療保険からAさんに支給されます。これが高額療養費制度です。

高額療養費制度の自己負担限度額計算表(70歳以上、2026年8月～2027年7月)

住民税課税所得	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
住民税非課税(※1)	8,000円	15,700円
住民税非課税(※2)	11,000円	25,700円
101万円～145万円未満	22,000円	61,500円
145万円～380万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	
380万円～690万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	
690万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	

(※1) 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を826,500円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除)を差し引いたときに0円となる方。

(※2) 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税である方

「高額療養費制度」 70歳以上編(その1)

26年
9月号

今号から次号で

1. 高額療養費制度の自己負担限度額は1ヵ月単位(1日から末日)で計算すること。
 2. 自己負担限度額は「外来(個人ごと)」と「入院」に分けて「外来+入院(世帯単位)」を計算する手順について説明します(なお、所得区分は70歳以上なので住民税区分にしました)。
- 因みに患者がマイナンバーカード健康保険を使えば一部負担額=自己負担限度額で支払うことになります。



高額療養費制度が2026年8月から見直しされたと聞きました。前は70歳未満でした。今号では70歳以上の高額療養費制度について教えてください。



以下が先ほど説明した70歳以上の高額療養費制度の自己負担限度額を計算する表です。今号は、住民税課税所得が101万円～145万円未満(年収約166～約370万円)、「一部負担額(2割)」**下記青色行**に該当する夫婦二人世帯について説明します。

高額療養費制度の自己負担限度額計算表(70歳以上、2026年8月～2027年7月)

住民税課税所得	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
住民税非課税(※1)	8,000円	15,700円
住民税非課税(※2)	11,000円	25,700円
101万円～145万円未満	22,000円	61,500円
145万円～380万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	
380万円～690万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	
690万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	

(※1) 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を826,500円として計算。給与所得がある場合は、給与所得から10万円を控除)を差し引いたときに0円となる方。

(※2) 同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税である方

「高額療養費制度」 70歳以上編(その1)

26年
9月号

8月・9月と2ヵ月跨ぎで入院した場合の自己負担限度額と高額療養費受給額



高額療養費制度の自己負担限度額は1ヵ月単位(1日から末日)で計算することですが、私が入院しました。医療費が100万円で、8月100万円と8月50万円、9月50万円と2ヵ月跨ぎでは自己負担限度額と高額療養費受給額はいくらになるのですか？



●医療費100万円(8月・9月各月50万円)入院した場合の計算

下の図をみてください。

- ・8月・9月と各月50万円の医療費で合計100万円です。
- ・一部負担額は健康保険2割なので8月、9月と各月100,000円(50万円×2割)で合計200,000円です。
- ・自己負担限度額は61,500円ですから、8月・9月2ヵ月分合計で123,000円です
- ・高額療養費受給額＝200,000円(一部負担額(2割))－123,000円(自己負担限度額)
＝77,000円が戻ってきます。

8月・9月と2ヵ月跨ぎで入院した場合

	8月	9月	合計
医療費	500,000	500,000	1,000,000
一部負担額(2割)	100,000	100,000	200,000
自己負担限度額	61,500	61,500	123,000
高額療養費受給額	38,500	38,500	77,000

「高額療養費制度」 70歳以上編(その1)

26年
9月号

8月、1ヵ月だけ入院した場合の自己負担限度額と高額療養費受給額



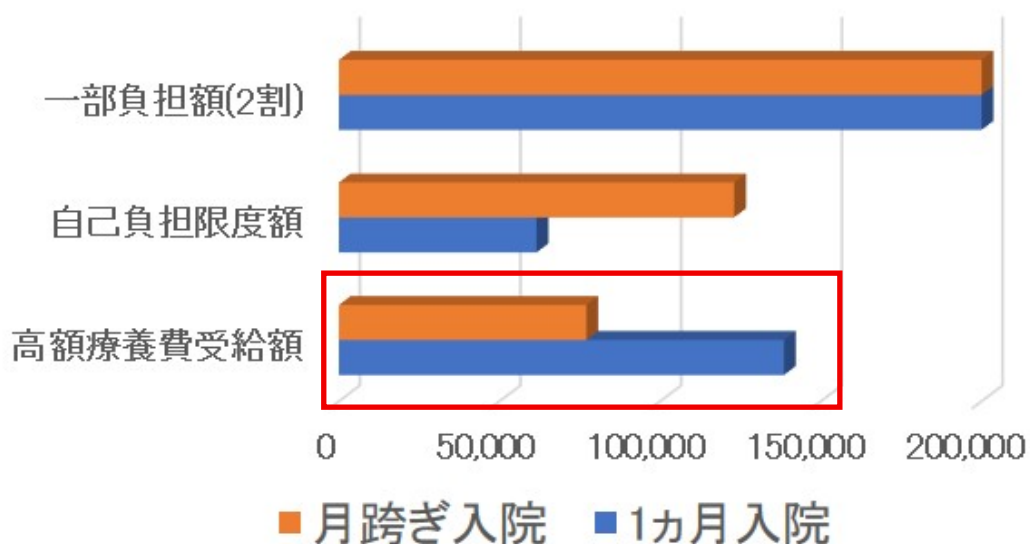
●医療費100万円(8月の単月100万円)入院した場合の計算

- ・8月の医療費は100万円です。
- ・一部負担額は健康保険2割なので200,000円です。
- ・自己負担限度額は61,500円です。
- ・高額療養費受給額＝200,000円(一部負担額(2割))－61,500円(自己負担限度額)
＝138,500円が戻ってきます。

8月、1ヵ月だけ入院した場合

	8月
医療費	1,000,000
一部負担額(2割)	200,000
自己負担限度額	61,500
高額療養費受給額	138,500

月跨ぎ入院と1ヵ月入院の高額療養費受給額比較



短期入院するなら月の1日から末日まで入院すると高額療養費受給額が多いです。この項次号に続く。